平成２６年（フ）第３１０号
千葉県船橋市宮本８丁目39番14―202号
破産者　石川　季之
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２３３号
千葉県松戸市千駄堀1665番地　ストークハイツＭＡ201号
破産者　広谷　　司
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２５５号
千葉県柏市宿連寺291番地12
破産者　小野　　一
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２５６号
千葉県柏市宿連寺291番地12
破産者　小野千代子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３１９号
千葉県柏市根戸471番地５
破産者　有限会社きしんや
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３９４号
千葉県松戸市幸田２丁目１番地　幸田第２市営住宅807号、開始決定時の住所千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地22棟203号
破産者　関口　昌之
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４０３号
千葉県柏市西原４丁目15番１号
破産者　外立　節子
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４２１号
千葉県野田市山崎2030番地の８　レオパレスシャンテ101
破産者　山崎　　融
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４３７号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3590番地４
破産者　有限会社アット
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４３８号
千葉県松戸市古ケ崎４丁目3590番地の４
破産者　関和　昭浩
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４６９号
千葉県流山市加６丁目1541番地　ＭＫハイム流山201
破産者　大内　麻代
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４７０号
千葉県我孫子市湖北台７丁目15番50―104号
破産者　嶺岸　文直
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３８７号
神奈川県小田原市**蓮**正寺254番地の１
破産者　有限会社ビダフレスカ
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第７５８号
千葉市美浜区新港65番２号
破産者　有限会社西勝
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７５９号
千葉県山武市島212番地14　清水方、破産手続開始申立時の住所千葉市花見川区長作町29番地39　野尻方
破産者　野尻　敏一（旧姓藤川）
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第７７６号
東京都八王子市東浅川町528番地６
破産者　佐々木候仁
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８５７号
東京都東久留米市野火止２丁目18番16号ハウスエミネンス101号
破産者　菊地　將志
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７５号
富山市古沢366番
破産者　株式会社ダイナテック
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1358番地の２
破産者　有限会社浜田設備
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２５年（フ）第９１２号
名古屋市守山区幸心１丁目1308番地
破産者　株式会社アサヒグラフィックス
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９０１号
名古屋市千種区四谷通１丁目１番地
破産者　株式会社エポカ
1　決定年月日　平成27年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部